

徳島県告示第七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所を次のとおり公示する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う検査にあつては、実施の期日を令和三年四月一日から同年十二月二十日までとする。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の区域	対象となる特定計量器	実施の期日	受付時間				実施の場所
			午前	午後	午後	午後	
鳴門市	計量法施行令（平成五 年政令第三 百二十九号 ）第十条第 一項に規定 する特定計 量器	令和三年五月十四日	午前 十時 から 正午 まで	午後 一時 から 午後 二時 まで	午後 三時 から 午後 四時 まで	午後 三時 から 午後 三時 まで	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱 八六番地 瀬戸公民館
同	同	十七日	午前 十時 から 午後 三時 まで	午後 一時 から 午後 三時 まで	午後 三時 から 午後 四時 まで	午後 三時 から 午後 三時 まで	鳴門市高島字北八六番 地 鳴門公民館
同	同	十八日	同	同	同	同	同
同	同	十九日	同	同	同	同	同
同	同	二十日	同	同	同	同	同
同	同	二十一日	午前 十時 から 正午 まで	午後 一時 から 午後 三時 まで	午後 三時 から 午後 四時 まで	午後 三時 から 午後 三時 まで	同 大麻町板東字宝蔵六五 番地 鳴門市役所板東連絡所
同	同	二十四日	午前 十時 から 午後 三時 まで	午後 一時 から 午後 三時 まで	午後 三時 から 午後 四時 まで	午後 三時 から 午後 三時 まで	同 鳴門町土佐泊浦字大毛 八二番地一〇〇 網干休憩所駐車場
同	同	二十五日	同	同	同	同	同
同	同	二十六日	同	同	同	同	同
同	同	二十七日	同	同	同	同	同
同	同	六月一日	同	同	同	同	同
名西郡							同 撫養町南浜字東浜二四 番地七 鳴門市文化会館
							同 名西郡石井町石井字石井四八 〇番地一



